

平成28年4月1日から

指定ごみ袋制度が始まります



指定ごみ袋制度ってなに？

市が指定するごみ袋(大きさ、色、形など)を使って家庭ごみを持ち出していただく制度です。

- 目的**
- ごみ分別とごみ出しマナーの徹底
 - ごみステーションの乱雑化の防止
 - 事業系ごみや市外からのごみの持ち込みの防止
 - ごみ収集時の安全確保・迅速化

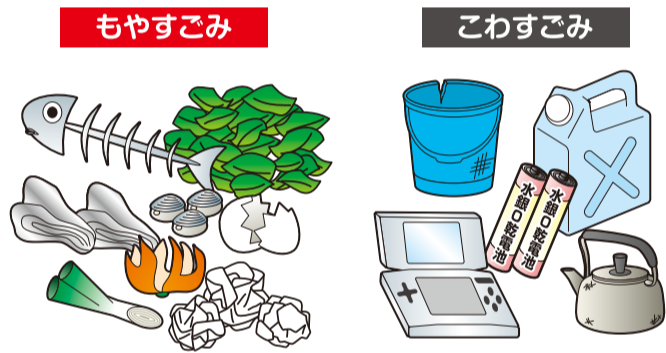
どんなごみが指定ごみ袋の対象になるの？

もやすごみ と こわすごみ です。

- もやすごみとこわすごみをごみステーションに持ち出すとき、資源化センターに自己搬入するときは、指定ごみ袋に入れてください。
- その他の家庭ごみ(プラスチック(資源)、ペットボトル、布類、うめるごみ、危険ごみ)は、今までどおり透明又は半透明の袋で持ち出せます。

いつから始まるの？

平成28年4月1日から完全実施します。



試行期間 平成28年2月1日～3月31日



●平成28年2月1日から3月31日までは、指定ごみ袋に加え透明又は半透明の袋でも「もやすごみ」、「こわすごみ」を持ち出すことができます。

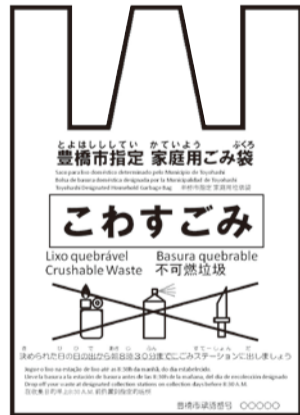
完全実施 平成28年4月1日～



●平成28年4月1日以降は、指定ごみ袋以外で出された「もやすごみ」、「こわすごみ」は収集されません。

指定ごみ袋の種類

もやすごみ用 こわすごみ用



サイズ **45ℓ・30ℓ・20ℓ・10ℓ**

平成27年秋以降、スーパー等で市場価格により販売されます。(市は販売価格を定めません)

次のごみは、指定ごみ袋を使わずに持ち出すことができます

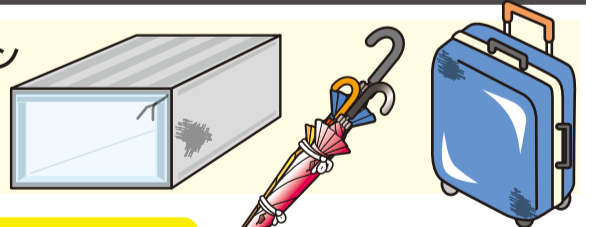
もやすごみ 木の枝・板

長さを60センチ以下、直径30センチ以下に束ねて、ひもでしばってごみステーションに持ち出してください。



こわすごみ 45リットルの指定ごみ袋に入らないもの

ひもでしばる等して、そのままごみステーションに持ち出してください。



一辺の長さが60センチ以上の電気・ガス・石油器具類、90センチ以上の家具類、120センチ以上の日用品類はごみステーションに持ち出すことはできません(大きなごみです)。戸別収集(有料)を申し込むか、資源化センターに自己搬入(無料)してください。

ごみ出しルールを守りましょう

- 1) ごみの持ち出しは、収集日の日の出から午前8時30分まで
- 2) 地域で決められたごみステーションに持ち出しましょう
- 3) ダンボール箱や紙袋、中身が見えない袋でのごみ出しはやめましょう

お問い合わせ

- 指定ごみ袋制度に関すること
- ごみの収集・ごみステーションに関すること
- ごみの持ち込みに関すること
- 大きなごみの戸別収集の申し込み

豊橋市環境部

- 環境政策課 ☎51-2454
- 業務課 ☎61-4136
- 資源化センター ☎46-5304
- 戸別収集受付センター ☎69-0530